

令和4年度

第9回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第9回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月7日(水) 午後1時30分～午後2時40分

2. 開催場所 市役所第二庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	石井 克己
委員	1番	小川 治夫
	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	5番	宇田川 忠好
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田 章
2番	富田 憲一
3番	岡本 好夫
4番	石井 玄德
5番	大滝 與鷹
6番	平田 秀行

5. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 付託調査班(委員)の指名

4 議案第1号 市川市農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

2件

議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第5号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	1件
議案第6号	特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について	1件
議案第7号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第8号	令和4年度第7次農用地利用集積計画の決定について	1件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	3件
報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	20件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第4号	農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について	1件
報告第5号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	5件

6. 農業委員会事務局職員

局長 藤城 久保
 次長 舘野 裕之
 副主幹 吹上 裕三
 書記 土田 啓介

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和4年度第9回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席3番の委員、議席4番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、土田書記を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。</p> <p>農政関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第8号までと、報告第1号から報告第5号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

議 長	議案第1号「市川市農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見について」、事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	<p>議案第1号「市川市農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和4年11月16日付けで、市川市長より市川市農業振興地域整備計画（案）が、提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農業委員会の決定を求めるところでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	続きまして、「市川市農業振興地域整備計画書（案）」について、農業振興課から説明をお願いします。
農業振興課長	はい、議長。
議 長	はい、農業振興課長。
農業振興課長	<p>議案第1号「市川市農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見」について、ご説明いたします。</p> <p>本市は、昭和48年に千葉県知事より、大町及び大野町の一部、約386haを農業振興地域として指定を受け、昭和49年に「市川市農業振興地域整備計画」を策定し、約192haの農地を農用地区域（通称「青地」と言います。）として指定いたしました。</p> <p>この整備計画は、これまでに昭和61年、平成8年、平成25年に全体見</p>

直しを行ってきました。

この他、随時の除外も行っており、随時除外と全体見直しを行ってきた結果、現在は約142haの農地を農用地区域として指定しております。

それでは、お手元の『農業振興地域全体見直し概要』をご覧ください。

今回の全体見直しですが、前回の変更から8年を経過し、経済・社会情勢が変化してきたことから、令和2年度に農業振興地域の整備に関する法律第12条の2の規定に基づき、農業振興地域整備計画に関する基礎調査を行い、その結果を踏まえ、令和3年6月、農業振興地域内農用地区域に土地を所有している各農家に対し農地利用の意向調査を実施いたしました。

その結果、農用地区域からの除外希望農地が、157筆、約22.1haでございました。

市としては、これらの除外希望農地に対して、以下の4つの観点から除外の可否について精査いたしました。

1. 公共・公益事業用地となった土地（主に道路用地）であるか、
 2. 当該農用地区域が小規模かつ点在しているため、集团的農地としての要件を欠いた農地であるか、
 3. 山林・原野化して、耕作地として不適な農地となった土地であるか、
 4. 昭和49年以前から農地としての要件を欠いていた土地であるか、
- について、でございます。

この結果をもって、令和3年9月に、除外希望の農家に対して、除外が出来ない農地と、除外対象と判断する農地として、県に対し、その適否を伺う農地とに区分し、それぞれの結果通知文書を送付いたしました。

なお、通知書発送後、2週間の疑義照会期間を設けましたが、この間に農地所有者から農振制度に関する意見が2件出されましたが、疑義についての照会は有りませんでした。

このような手続きを経て、千葉県と除外に関する協議をしてきましたが、おおむね協議が整いましたので、今回の整備計画（案）を策定いたしました。

最終的に農用地区域から除外を予定する農地は、68筆、3.56haとなりました。

次に編入・除外についての内訳ですが、

○農用地区域への編入希望は有りませんでしたので、全て除外による農用

地区域面積の減少でございます。

○除外について、要件ごとに説明いたします。

①公益・公共事業用地、31筆、0.31ha。

②点在・小規模農用地が、6筆、0.34ha。

③耕作不適地が、24筆、2.77haで、これは、昭和49年当時山林だが、将来耕作地として活用するとして農用地指定を受けた土地が、現在原野化し今後も活用の見込が無く、農地の集団性にも影響がないと判断した土地です。

④誤謬が、7筆、0.15haで、これは、昭和49年以前から農地以外の活用が見込まれており、指定の要件を欠いていたと判断した土地です。

これら、合わせて68筆の除外農地の詳細については、別添資料『各筆一覧』をご覧ください。

以上が、農用地利用計画での変更点です。

続きまして、市川市農業振興地域整備計画書の概要について、ご説明いたします。

この整備計画書は、農林水産省局長通知に基づくガイドラインに沿って作成しております。

まず、表紙裏をご覧ください。これまでの策定経過を記載しております。

1ページからは、整備計画書で定める各施策について、順次記載しております。

今回、特に大きく変更した点は、7ページ、「第3 農用地等の保全計画」の「1 農用地等の保全の方向」において、平成25年の計画書で担い手に対する農地の集積について、「農地利用集積円滑化事業」を活用していくこととしましたが、

今後は「農地中間管理機構」に一本化し、活用を図る計画としております。

また、この整備計画書で農用地区域として指定する農用地区域の各筆は、別記「各筆明細」に記載しております。その他の概要については、『農業振興地域全体見直し概要』に記載しておりますので、ご確認ください。

以上、この計画（案）について、このほど、千葉県との下協議が概ね整いましたので、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項」

	<p>の規定に基づき、農業委員会の意見をお伺いするものです。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局及び農業振興課からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席1番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、議席1番の委員。</p>
議席1番の委員	<p>大町地区に北千葉道路が通ることが計画されているが、北千葉道路以北の農振農用地区域については北千葉道路が開通すると、行くのが非常に大変になる、北千葉道路による農振農用地区域の変更について、どのように考えているのか確認したい。</p>
議 長	<p>はい、農業振興課長。</p>
農業振興課長	<p>北千葉道路については、今回の全体見直しの中では反映されていない。また、北千葉道路については事業化もされていないため、見直しのそじょうに載せていない。大町地区について北千葉道路の事業化がされた時には、県と協議を行っていこうと考えている。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
議席1番の委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>

議 長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「市川市農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見について」、原案のとおり承認することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により原案のとおり承認することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」 今回の申請は、2件でございます。</p> <p>議案の3、4ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和4年11月21日でございます。 申請地は大野町で、地目は畑、面積は469平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域です。 申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして5～7ページをお願いします。</p> <p>(2)の申請受付日は、令和4年11月25日でございます。 申請地は本北方で、地目は田、面積は745平方メートル外4筆で、合計面積は3,070平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域です。 申請理由につきましては、生前贈与を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席1番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席1番の委員。</p>
<p>議席1番の委員</p>	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 現地調査は、令和4年11月30日に農地調査班第1班と区域2及び4を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>(1)の譲受人は、主に梨を栽培している兼業農家の方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>取得後は、梅を作付けするとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>続きまして、(2)の譲受人は、主に露地野菜を栽培している兼業農家の方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>取得後は、サツマイモ等の露地野菜を作付けするとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	はい、議長。
議長	事務局。
事務局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は300日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>続きまして、(2)の譲受人は、生前贈与を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は360日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
議席9番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席9番の委員。
議席9番の委員	所有農地は適正に耕作されているのですか。
議長	事務局。

事務局	<p>許可申請がありましたら、事務局職員が農地法第3条の要件を満たしているかどうか調査する際に所有農地をすべて現地確認しております。すべて適正に耕作されておりました。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
議席9番の委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
各委員	<p>なし。</p>
議長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(1)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号(1)は、全会一致により許可することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(2)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p>

	<p>よって、議案第2号(2)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事務局 長	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件でございます。</p> <p>議案の9、10ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和4年11月25日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は山林、面積は724平方メートルの内470平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席1番の委員	はい、議長
議 長	はい、議席1番の委員。
議席1番の委員	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、現地調査は、令和4年11月30日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p>

	<p>申請地は、柏井公民館の北東側、おおむね650メートルに位置しており、現況は畑で一部はすでに駐車場になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、周りに農地はありません。また、埋め立てはせず、砂利敷きとします。</p> <p>雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。</p> <p>なお、すでに駐車場として施工済みとなっており農地への復元も検討しましたが、転用後も同様の利用をすることから、現状のまま申請したい旨の始末書の提出がされております。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住する個人です。</p> <p>年齢とともに耕作することが難しくなってきたことや、近隣に駐車場が無く困っているため申請するものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、すでに施工済みとなっております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農</p>

	<p>地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、周りに農地はございません。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
	<p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、5件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事 務 局 長	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、</p>

	<p>今回の申請件数は、5件でございます。</p> <p>議案の11、12ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は令和4年11月21日でございます。</p> <p>申請地は北方町で、地目は田、面積は194平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、特定建築条件付売買予定地1区画を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして13、14ページをお願いします。</p> <p>(2)から(5)までは関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>申請受付日は、令和4年11月24日でございます。</p> <p>申請地は大町で、地目は畑、面積は3.44平方メートル、外3筆、合計面積は、2,512.44平方メートルです。</p> <p>区域区分は、農業振興地域ですが農用地ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、特定建築条件付売買予定地9区画を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席1番の委員	はい、議長
議 長	はい、議席1番の委員。
議席1番の委員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、</p> <p>現地調査は、令和4年11月30日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、東部公民館の北側おおむね200メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、農用地区域内にある農地以外の農地であって、宅地</p>

<p>議 長</p>	<p>化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですがコンクリートブロックを設置し、土砂流出防止を行います。</p> <p>雨水については宅内貯留をし、オリフィスで抑制後、宅内汚水最終柵に接続し、排水します。汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、宅内汚水最終柵より前面道路側溝に接続し排水します。</p> <p>申請地につきましては、特定建築条件付売買予定地1区画として専用住宅を建築する予定です。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>(2) から (5) までは関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>申請地は、北総線松飛台駅の南東側おおむね300メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、農用地区域外に位置し市街地化が見込まれる区域内のうち、鉄道駅から1キロメートル以内にある第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが新設ブロックを設置し、土砂流出防止を行います。</p> <p>雨水については宅内浸透後、オリフィスで抑制し、新設道路内に施工予定の道路側溝に接続し、排水します。汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、新設道路に施工予定の道路側溝に接続し排水します。</p> <p>申請地につきましては、特定建築条件付売買予定地9区画として専用住宅を建築する予定です。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>以上でございます。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p>
------------	---

	<p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、東京都西東京市に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。</p> <p>申請地は平坦な地形であり、周囲には住宅が立ち並び、近くに小学校等の教育施設があることから住環境に適していると考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和5年1月16日に着工し、完了は令和5年6月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>続きまして(2)から(5)までは関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>譲受人は、東京都江戸川区に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。</p> <p>申請地は鉄道駅から約300メートルに位置しており、周囲には住宅が立ち並んでいて、小学校に近いことから住環境に適していると考え申請に至ったとのことです。</p>

	<p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金及び借入金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は令和5年12月28日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわかりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席9番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、議席9番の委員。</p>
議席9番の委員	<p>雨水等の処理の説明に関して、専門的なことのためわかりにくいことから宅内貯留の必要性やオリフィスとはどういったものなのか説明して頂きたい。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事 務 局	<p>市川市は立地が下流に位置しており、宅内貯留せずに放流してしまうと負担が大きいため、宅内貯留や宅内浸透が必要です。オリフィスとは流量を調節するためのものがございます。</p>

議 長	よろしいですか。
議席9番の委員	はい。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、(2)から(5)は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(2)から(5)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号(2)から(5)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。

	<p>次に、議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	はい、議長。
議長	はい、事務局長。
事務局長	<p>議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」ご説明いたします。</p> <p>今回の申請は1件でございます。</p> <p>議案の15、16ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和4年11月21日でございます。</p> <p>申請地は、大野町で、地目が畑、面積は88平方メートルです。</p> <p>区域区分は、農業振興地域ですが農用地ではありません。</p> <p>今回、地目が農地であることから、雑種地に変更するため申請がなされたものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席1番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席1番の委員。
議席1番の委員	<p>議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」</p> <p>現地調査は、令和4年11月30日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、JR 武蔵野線市川大野駅の南西側、約600メートルに位置し</p>

	<p>ております。</p> <p>申請地は隣接地にある共同住宅の駐車場として使用されており、申請地全体においてコンクリート舗装がなされています。20年以上前から現在と同様の用に供しており、現在にまで至ったものです。</p> <p>今回、申請者は、地目を「畑」から「雑種地」に変更したいと考え、申請に至ったとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班としましては、現況は非農地として認められることから、証明相当と思われまます。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、農地法の規定に基づく許可を要しないことの審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事 務 局	<p>それではご説明させていただきます。</p> <p>申請地につきましては、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過していることを、航空写真により確認しました。</p> <p>また、この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分を受けておりません。</p> <p>なお、申請地については、令和4年11月11日に、千葉県東葛飾農業事務所の担当者による現地調査を行い、調査班のご報告どおりの確認がなされております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>

各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、証明相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号は、全会一致により証明相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	<p>議案第6号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、今回の申請件数は1件でございます。</p> <p>議案の17、18ページをお願いいたします。</p> <p>申請は、令和4年11月21日付けで、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについて、特定農地貸付規程等を添えて承認申請書が提出されたものでございます。</p> <p>申請地は宮久保で、地目は畑、面積は489平方メートル、外10筆で、合計面積は5,333平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域でございます。</p>

議 長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席1番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席1番の委員。
議席1番の委員	<p>議案第6号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、</p> <p>現地調査は、令和4年11月30日に農地調査班第1班の委員と区域4を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は下貝塚中学校の南側50メートルに位置し、現況は区画貸しになっておりました。</p> <p>区画数については、183区画とし、一区画当たり15平方メートルとなっております。</p> <p>現地調査の結果、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことがない適切な位置にあると見込まれるとともに、周辺の農地利用に与える影響や利用者数を勘案し、適切な規模であると判断いたしました。</p> <p>また、借受人による農地の適切な利用を確保するため、見回りや必要な指導を行うことを確認しました。</p> <p>以上のことから、適切かつ円滑な市民農園の運営が行われるものと認められるため、承認相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>事務局。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>申請につきまして、審査に際し、特定農地貸付規程等の申請書類及び市との貸付協定により、適切に管理運営の確保が見込まれるかについて、確認いたしました。</p> <p>貸付規程に記載されている貸付条件等の主な事項としましては、貸付期間は5年、一区画当たり年間78,200円で、営利を目的として作物を栽培しないこと、貸付農地を転貸しないことなどとなっております。また、借受者の募集は、看板設置、ホームページ等による一般公募で、選考の方法は、開設者が先着順に借受者を決定することとなっていることから、相当数の者を対象に定型的条件のもと行われることを確認しました。</p> <p>また、貸付協定においては、借受者間の紛争の仲裁、騒音や病害虫の駆除、路上駐車、堆肥の臭い等、周辺の住民や周辺農地に対して迷惑を及ぼさないよう規定されており、特定農地貸付の適正で円滑な実施を確保するため、有効かつ適切であると認められます。</p> <p>以上のことから、今回の申請内容が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する要件に該当していることを確認いたしました。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明がおわかりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、承認することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号は、全会一致で承認することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	<p>議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」 ご説明いたします。</p> <p>議案書の19ページをお願いいたします。</p> <p>相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和4年11月14日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。</p> <p>対象となる特例農地は、若宮2丁目の農地1筆で、面積は1,480平方メートルの内1,418.98平方メートルです。</p> <p>地目は「畑」ですが、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>なお、特例農地の相続開始は令和4年3月8日でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席5番の委員	はい、議長。

議 長	はい、議席5番の委員。
議席5番の委員	<p>議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和4年11月29日に第3班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>農業経営は、被相続人と願出人夫婦、願出人の子の4名で農業に従事していました。</p> <p>特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。</p> <p>特例農地の状況ですが、若宮公民館南側に位置した露地畑1筆、1,480平方メートルの内1,418.98平方メートルです。</p> <p>いずれも適正に肥培管理されておりました。</p> <p>調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第8号「令和4年度第7次農用地利用集積計画の決定について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局	<p>議案第8号「令和4年度第7次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の21ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和4年11月14日付けで、市川市長より令和4年度第7次農用地利用集積計画（案）が、1件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席5番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席5番の委員。
議席5番の委員	議案第8号「令和4年度第7次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。

	<p>現地調査は、令和4年11月29日に、第3班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、1件の農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>借り手の方は大町在住の方です</p> <p>大町在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、大町の「市川市少年自然の家」の西側に位置した畑1筆、現況は「樹園地」でございます。</p> <p>面積は、988平方メートルで、設定期間は、2年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第7次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第8号「令和4年度第7次農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第8号は、全会一致により、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で議案の審議は、終了いたしました。</p>

	次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、3件ございます。
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	報告第1号 「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、報告いたします。 議案の23ページをお願いいたします。 1番は、令和3年10月22日付けで相続が発生し、相続人からは、令和4年11月1日に権利取得の届出がありました。 2番は、令和4年1月9日付けで相続が発生し、相続人からは、令和4年11月1日に権利取得の届出がありました。 3番は、平成29年9月6日付けで相続が発生し、相続人からは、令和4年11月9日に権利取得の届出がありました。 なお、3件とも、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。 報告は、以上でございます。
議長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、20件ございます。 事務局より、報告いたします。
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	報告第2号

	<p>「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案の25ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和4年11月1日から11月29日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、11件、17筆、3,074.43平方メートル、第5条の届出は、9件、13筆、6,085.30平方メートルで、第4条と第5条の合計は、20件、30筆、転用面積は、9,159.73平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては、26ページから29ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」1件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>報告第3号</p> <p>「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告いたします。</p> <p>議案の31ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知されたものです。</p> <p>土地は大野町、地目は畑、面積は2,350平方メートルの内694平方メートルであり、令和4年11月8日に合意解約がなされ、11月9日付けで農業委員会に通知書が提出されました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>

議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について」1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第4号</p> <p>「農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について」、報告いたします。</p> <p>議案の33ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和4年11月11日付けで、申請者から届出があり、土地の所在は宮久保、面積は317平方メートルの内、195平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>申請地は、駐車場及び物置とするため、農地法施行規則第29条第1号に規定する農地利用の増進に該当することから届出を受理しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」5件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。

<p>事務局次長</p> <p>議長</p>	<p>報告第5号</p> <p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案の35、36ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和4年10月25日から11月22日までに申請のあった5件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和4年度第9回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
------------------------	---